

報酬請求上の留意事項について

〔 短期入所 〕

- I 報酬請求に係る基本事項
- II サービス費及び各種加算について
- III 各種減算について
- IV その他届出書について
- V 報酬請求時の返戻・警告について

I 報酬請求に係る基本事項

	福祉型短期入所	福祉型強化短期入所	医療型短期入所
対象者	障がい者 (障害支援区分1以上) 障がい児 (障害児支援区分1以上)	スコア表の項目のいずれかの医療行為が必要な障がい児・者等	療養介護対象者 重症心身障害児 遷延性意識障害者等
実施主体	法人であること		病院・診療所 介護老人保健施設
実施サービス	入浴、排せつ及び 食事の介護等	入浴、排せつ及び 食事の介護等 ※医療的ケアに対応	入浴、排せつ及び 食事の介護等 ※医療ニーズの高い利用者 に対する計画的な医学的 管理や療養上必要な措置 を実施
報酬	福祉型短期入所サービス費 (I)～(IV)	福祉型強化短期入所サービス費 (I)～(IV)	医療型短期入所サービス費 (I)～(III) 医療型特定短期入所サービス費 (I)～(VI)

Ⅱ サービス費及び各種加算について

福祉型強化短期入所サービス費

対象者	算定要件等	届出
障がい者（障害支援区分1以上）、障がい児（障害児支援区分1以上）のいずれかに該当し、かつスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等	指定短期入所事業所に看護職員を常勤で1以上配置する場合に算定 ※算定上の留意事項 併設型及び空床利用型の短期入所で、本体施設に常勤換算方法で1以上の看護職員が配置されている場合は、福祉型強化短期入所の要件を満たす。ただし、本体施設と短期入所事業所の職務が同時並行的に行われていること。	要

【報酬請求上の留意事項】

- ・福祉型強化短期入所事業所において、医療的ケアが必要な利用者がいない日にサービスの提供を行った場合は、福祉型短期入所を請求する。
- ・福祉型強化短期入所の対象者であることを判断した書類（医師の診断書等）を整えること。

短期利用加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
短期利用加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、 1年間に通算して30日を限度 として算定 ※「1年」は最初に短期入所を開始した日から起算	30単位/日	不要

常勤看護職員等配置加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして届け出た事業所において、 利用定員に応じて算定 ※医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所は算定不可	利用定員が 6人以下 10単位/日 7人以上13人以下 8単位/日 13人以上17人以下 6単位/日 18人以上 4単位/日	要

医療的ケア対応支援加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
医療的ケア対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費若しくは共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している事業所において、スコア表に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に指定短期入所の提供を行った場合に算定	120単位／日	不要

重度障害児・障害者対応支援加算

加算内容	算定要件	算定単位	届出
重度障害児・障害者対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費若しくは共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している事業所において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に算定	30単位／日	不要

地域生活支援拠点等加算（R3新設）

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
地域生活支援拠点等加算	市町村等により、地域生活支援拠点等として位置づけられていること及び、運営規程に定めがあること。	100単位／日 (利用開始日)	必要

重度障害児・障害者対応支援加算

加算内容	算定要件	算定単位	届出
重度障害児・障害者対応支援加算	福祉型強化短期入所サービス費若しくは共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している事業所において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が、当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に算定	30単位／日	不要

重度障害者支援加算

加算内容	算定要件	算定単位	届出
重度障害者支援加算 ※注 医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可	重度障害者等包括支援の対象者に相当する心身の状態にある者及び強度行動障がいをもつ対象者に、指定短期入所を行った場合	50単位／日	不要
	重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が支援を行った場合に、さらに追加で算定	10単位／日	要

単独型加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
単独型加算 ※注 医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定不可	単独型事業所において指定短期入所を行った場合	320単位／日	要
	福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）の算定対象となる利用者に対して、入所日及び退所日以外の日において、 18時間（就寝の時間を含む）を超えて支援を行った場合については、さらに100単位を加算。 ※同一敷地内の日中活動系サービス（別法人の場合は除く）を利用した日については算定しない。	100単位／日	不要

栄養士配置加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
栄養士配置加算（Ⅰ）	常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置している場合	22単位／日	要
栄養士配置加算（Ⅱ）	非常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置している場合	12単位／日	
※医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定不可			

利用者負担額上限管理加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
利用者負担額上限管理加算	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき加算	150単位／日	不要

食事提供体制加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
食事提供体制加算	食事提供のための体制を整えている事業所で、低所得者等に対し、食事提供を行った場合 1日に複数回食事の提供をした場合、食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定は不可 原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定。食事の提供に関する業務を施設の最終的責任の下で第三者に委託することも可。	48単位／日	要

医療連携体制加算

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
医療連携体制加算（Ⅰ）	<p>医療機関との連携により、訪問した看護職員が利用者に対して<u>1時間未満</u>の看護を行った場合（対象者は8人を限度） ※以下については算定不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の利用者 ・指定生活介護等若しくは指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者 	32単位／日	不要
医療連携体制加算（Ⅱ）	<p>医療機関との連携により、訪問した看護職員が利用者に対して<u>1時間以上2時間未満</u>の看護を行った場合（対象者は8人を限度） ※算定不可となる要件については（Ⅰ）と同様</p>	63単位／日	
医療連携体制加算（Ⅲ）	<p>医療機関との連携により、訪問した看護職員が利用者に対して<u>2時間以上</u>の看護を行った場合（対象者は8人を限度） ※算定不可となる要件については（Ⅰ）と同様</p>	125単位／日	
医療連携体制加算（Ⅳ）	<p>医療機関との連携により、別に厚生労働大臣が定める者（スコア表の項目の欄のいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に訪問した看護職員が<u>4時間未満</u>の看護を行った場合（対象者は8人を限度） ※算定不可となる要件については（Ⅰ）と同様 （Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）との併用不可</p>	480～960単位／日	

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
医療連携体制加算（Ⅴ）	<p>医療機関との連携により、別に厚生労働大臣が定める者（スコア表の項目の欄のいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要であるとされる者に訪問した看護職員が4時間以上の看護を行った場合（対象者は8人を限度）</p> <p>※算定不可となる要件については（Ⅰ）と同様（Ⅲ）との併用不可</p>	800～1600単位／日	不要
医療連携体制加算（Ⅵ）	<p>医療機関との連携により、訪問した看護職員が4時間を超えて看護の提供等を行った場合（対象者は3人を限度）</p> <p>※算定不可となる要件については（Ⅰ）と同様（Ⅲ）、（Ⅴ）との併用不可</p>	1,000～2,000単位／日	
医療連携体制加算（Ⅶ）	<p>医療機関との連携により、訪問した看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係る指導を行った場合（看護職員1人1日当たり）</p> <p>※以下については算定不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の利用者 	500単位／日	
医療連携体制加算（Ⅷ）	<p>認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合（利用者1人1日当たり）</p> <p>※以下については算定不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費、医療型特定短期入所サービス費、共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の利用者 <p>（Ⅰ）～（Ⅵ）との併用不可</p>	100単位／日	

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
医療連携体制加算（Ⅸ）	<p>日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合</p> <p>※従業者として若しくは病院等との連携により、看護師を1名以上確保していること。</p> <p>※看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>※重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に内容を説明し同意を得ていること。</p> <p>※算定不可となる要件については（Ⅰ）と同様</p> <p>※看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とする取扱いについては適用されない。</p>	39単位/日	要

緊急短期入所受入加算

加算内容	算定要件	算定単位	届出
緊急短期入所受入加算 (Ⅰ)	福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、居宅において介護を行う者の急病等の理由により指定短期入所を緊急に行った場合に、入所した日から起算して7日を限度として（やむを得ない場合は14日）、1日につき算定 ※利用を開始した日の前々日、前日又は当日に利用の連絡があった場合の利用者であること	180単位/日	不要
緊急短期入所受入加算 (Ⅱ)	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、居宅において介護を行う者の急病等の理由により指定短期入所を緊急に行った場合に、入所した日から起算して7日を限度として（やむを得ない場合は14日）、1日につき算定 ※利用を開始した日の前々日、前日又は当日に利用の連絡があった場合の利用者であること	270単位/日	

定員超過特例加算

加算内容	算定要件	算定単位	届出
定員超過特例加算	定員超過減算の基準を超えて、緊急利用者を受け入れたとき、利用を開始した日から10日を限度として、1日につき算定	50単位/日	不要

特別重度支援加算

加算内容	算定要件	算定単位	届出
特別重度支援加算（Ⅰ）	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合	610単位／日	不要
特別重度支援加算（Ⅱ）	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合 ※（Ⅰ）を算定している場合は算定不可	297単位／日	
特別重度支援加算（Ⅲ）	医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合 ※（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している場合は算定不可	120単位／日	

送迎加算

加算内容	算定要件	算定単位	届出
送迎加算	利用者の居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき加算	186単位 ／片道	要

日中活動支援加算

加算内容	算定要件	算定単位	届出
日中活動支援加算	<p>医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が以下の基準を満たす者として、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に算定</p> <p>(1) 保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。</p> <p>(2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が実施し、かつ利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p>	200単位／日	要

福祉・介護職員処遇改善加算／福祉・介護職員処遇改善特別加算

加算の種類	算定要件	届出
福祉・介護職員処遇改善加算	<p>厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対してサービスを行った場合に算定</p> <p>※要件により、(I)～(V)の5つの加算区分あり</p>	要
福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。</p> <p>※「キャリアパス要件」及び「職場環境等要件」は問わない。</p>	

Ⅲ 各種減算について

減算の概要

減算内容	減算要件等
大規模減算	基本単位数の90%を算定 ※単独型で20床以上の場合
身体拘束廃止未実施減算	利用者全員について所定単位数から1日につき5単位を減算 ※身体拘束等に係る記録を行っていない場合、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間
定員超過利用減算	基本単位数の70%を算定 ※以下のいずれかに該当する場合 ○ 1日当たりの利用者数が、定員が50人以下の場合は当該定員の110%を、定員が51日以上の場合は当該定員から50を差し引いた員数の105%に55を加えた数を、それぞれ超過している場合。 ○ 過去3か月間の平均利用人員が、定員の105%を超過している場合
サービス提供職員欠如減算	減算適用1月日から2月日：基本単位数の70%を算定 減算適用3月日以降：基本単位数の50%を算定 ※指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、 1割を超えて欠如： その翌月から 1割の範囲内で欠如： その翌々月から 人員基準欠如が解消されるに至った月までの間

IV その他届出書について

届出書について

届出書の提出について	
	提出期限
届出書	変更の日から10日以内
廃止・休止・再開届	廃止・休止： 廃止及び休止日の1ヶ月前 再開： 再開日から10日以内

加算の算定について	
	提出期限
加算等を算定する場合 (単位数の増)	前月の15日までに提出(開庁日) ※16日以降は翌々月からの適用となります。 (年度当初から算定する前年度実績に関わる加算については4月中旬)
加算等を取り下げる場合 (単位数の減)	すみやかに提出 事実が発生した日から適用となります。
処遇改善加算	前々月の末日までに提出 (年度当初は前年度の2月末日)

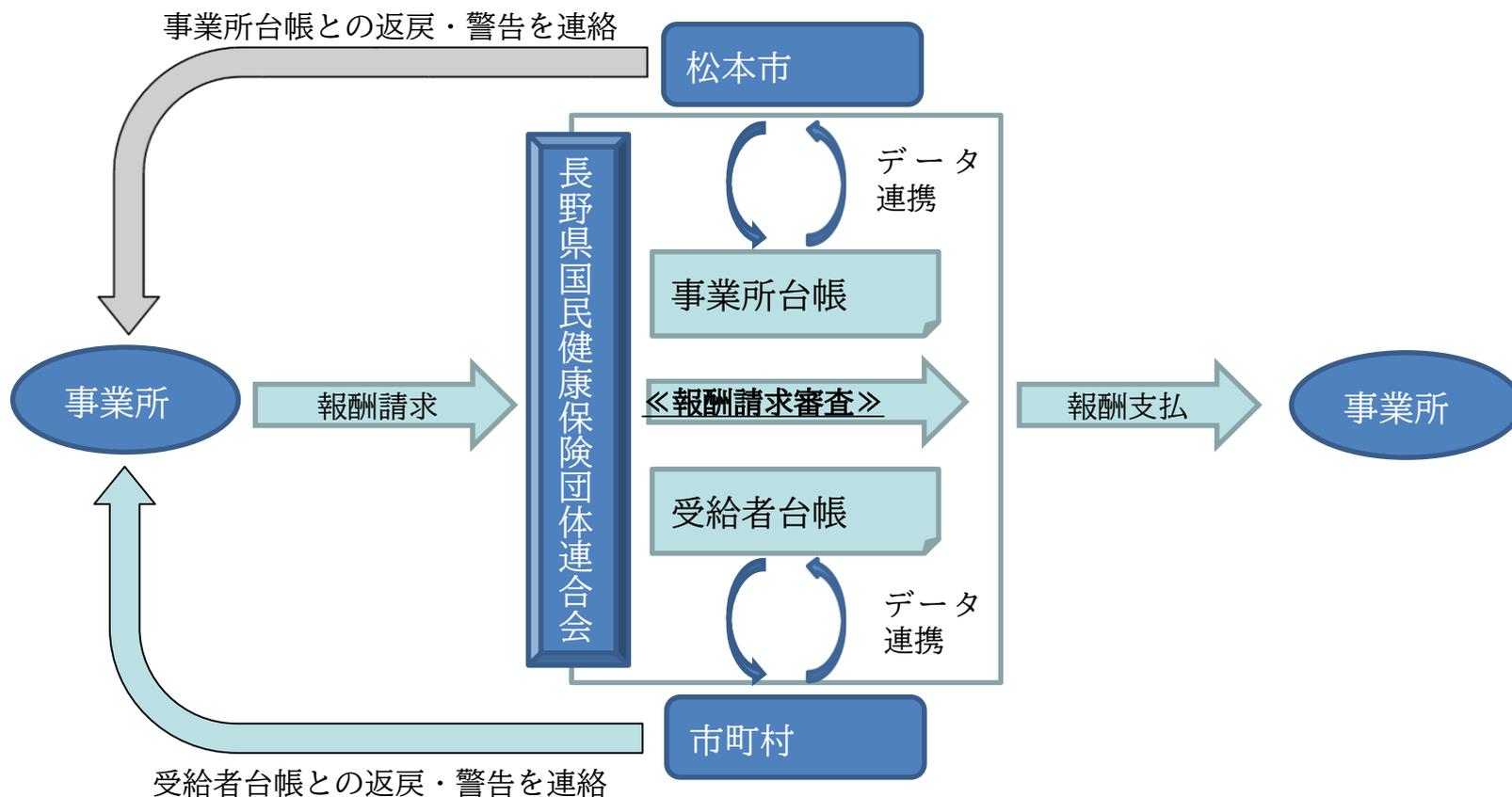
(参考) 変更届出書(様式第2号)に添付する書類例について

ホーム > 健康・福祉 > 福祉・介護 > 障がい者 > 指定申請等 > (様式2)変更届出書
(URL) <https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/1897.html>

V 報酬請求時の返戻・警告について

報酬請求時の審査について

報酬請求審査概略図



返戻・警告について

返戻・警告とは

種類	内容
返戻（エラー）	請求情報の記載誤りや不備等で台帳との突合で不一致が生じ、支払処理ができない状況。請求は差し戻され、支払は行われぬ。
警告	請求情報の記載誤りや不備等で台帳との突合で不一致が生じている可能性がある状況。支払は県及び市町村との協議の上で可否を判断する。

返戻・警告の対応方法

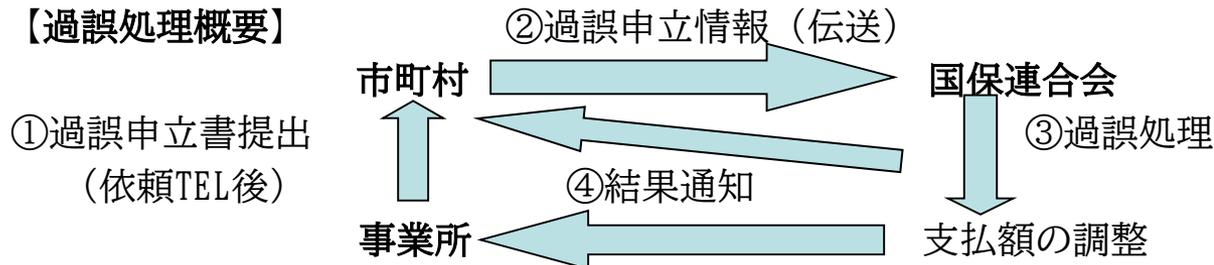
毎月の請求期限後、4日間程度差替え期間が設定されているため、その期間中に国保連合会と調整の上、誤った請求の取下げ及び正しい請求の再請求を行う。
この手続きを経た上で返戻・警告が消えた場合、通常通りの支払となる。

過誤処理について

	内容
過誤処理	国保連合会で審査決定（支払）をした後に、請求誤り（洩れや一部変更等）が判明した場合、過誤調整として誤った請求の取下げ及び正しい請求での再請求を行う手続き。

過誤処理を行う場合、過誤処理を行う利用者の支給決定市町村に対して過誤申立書を提出した上で、取下げ・再請求の手続きを行う。**松本市の場合、毎月末締切**

【過誤処理概要】



過誤処理の方法について

過誤処理の方法	内容	支払内容
通常過誤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所は、市町村に支払決定済の請求明細書等の過誤依頼（取下げ依頼）を行う。 ・ 市町村が過誤申立書情報を国保連合会へ<u>申立てた月の翌月以降に再請求</u>をする。 	請求額－過誤額
同月過誤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所は、市町村に支払決定済の請求明細書等の過誤依頼（取下げ依頼）を行う。 松本市の場合、毎月末締切 ・ 事業所は、市町村が過誤申立書情報を国保連合会へ<u>申立てる月に再請求</u>をする。 	請求額－過誤額＋再請求額

（例）令和元年5月サービス提供分（10万円）を誤って請求したが、9万円が正しい請求であり、令和元年9月サービス提供分（15万円）を請求する際に過誤処理を行う場合。

【通常過誤】

令和元年10月請求時に、9月分（15万円）－5月分誤（10万円）＝5万円が支払われる。
5月分正（9万円）は次回以降の請求時に合わせて行う。

【同月過誤】

令和元年10月請求時に、9月分（15万円）－5月分誤（10万円）＋5月分正（9万円）＝14万円が支払われる。

※同月過誤を行う場合、手続きのスケジュールが通常過誤よりも短いため事前に市町村へ要相談。